

泉南清掃事務組合公告第 6 号

泉南清掃事務組合の不燃物処理資源化施設重機更新について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 6 月 14 日

泉南清掃事務組合管理者 山本 優真

1 物件の名称 不燃物処理資源化施設重機更新

2 概要

(1) 目的

本件は、泉南清掃事務組合の不燃物処理資源化施設で缶びん、ペットボトル等の運搬業務で使用している重機が経年劣化に伴い損傷が激しいため、更新することを目的とする。

(2) 納入場所

大阪府阪南市尾崎町 532 番地 泉南清掃事務組合

(3) 納入期限

令和 7 年 3 月 31 日

3 参加資格

(1) 市外業者・市内業者共通の要件

- ① 泉南市または阪南市における令和 5 年度入札等参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- ⑤ 泉南市暴力団排除条例（平成 25 年市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

4 入札参加資格審査申請について

(1) 入札参加希望者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本組合の制限付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 泉南清掃事務組合制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- ② 使用印鑑届（様式第 2 号）

- ③質疑回答等の連絡先に関する調書（様式第 3 号）
- ④暴力団排除に関する誓約書（様式第 4 号）
- ⑤資本関係・人的関係等に関する調書（様式第 10 号）
- ⑥役員名簿（様式第 11 号）※⑤の最後の設問で「該当なし」の場合、提出省略可

上記①から⑥の申請書類を A 4 判フラットファイルに綴じ、提出すること。

なお、提出された申請書類等は、返却しない。

5 入札参加資格審査申請の関係書類及び申請書類提出の期間等

- (1) 入札参加希望者は、入札参加資格審査申請書の関係書類のすべてを下記に示す期間中に本組合ホームページからダウンロードして入手すること。
- (2) 入札参加希望者は、入札参加資格審査申請に必要な関係書類を下記のとおり郵送又は持参によって執務時間中（午前 8 時 30 分から午後 5 時。ただし、正午から 12 時 45 分の間を除く。）に提出すること。この場合において、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
 - ①交付期間： 令和 6 年 6 月 14 日(金)から令和 6 年 7 月 1 日(月)まで
 - ②提出期限： 令和 6 年 7 月 1 日(月)まで
（持参の場合は土、日曜日、祝日を除く。）
 - ③提出先： 〒590-0201 阪南市尾崎町 5 3 2 番地
泉南清掃事務組合事業課（管理棟 3 階）
- (3) 郵送の場合、封筒表面に「入札参加資格審査申請書在中」と記入すること。
- (4) 郵送方法について特に指定しないが、申請書類到着の連絡は行わないため、入札参加希望者自身で確認できる方法で郵送すること。
- (5) 提出期限を過ぎて到着した入札参加資格申請書は無効とする。

6 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格審査申請の提出書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められた申請者（以下「入札参加者」という。）には、令和 6 年 7 月 5 日（金）に電子メール等にて入札参加資格確認通知書を交付する。
また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、「7 仕様書等に関する質疑及び回答」の記載のとおりとする。

7 仕様書等に関する質疑及び回答

- (1) 仕様書等に関する質疑があるときは、質問受付期間内に質疑書（様式第 7 号）を作成し、電子メール等を利用して提出すること。郵送や口頭、電話による質問は受け付けない。

(2) 質疑受付・回答のスケジュールは次のとおりとする。

6月14日(金)	質疑①受付開始(入札参加資格に関すること) 質疑②受付開始(入札及び仕様書に関すること)
6月21日(金)	質疑①受付終了(入札参加資格に関すること)
6月27日(木)	質疑①回答(入札参加資格に関すること)
7月5日(金)	質疑③受付開始(審査不合格に関すること)
7月11日(木)	質疑②受付終了(入札及び仕様書に関すること) 質疑③受付終了(審査不合格に関すること)
7月18日(木)	質疑②回答(入札及び仕様書に関すること) 質疑③回答(審査不合格に関すること)

送信先： 泉南清掃事務組合事業課/電子メール： j-kanri@sennanseisou.jp

- (3) 電子メール送信後、必ず「23 問合せ先」へ電話で着信確認を行うこと。電話による着信確認を行わなかった場合、質疑は無かったものとして取り扱う。
- (4) 質疑の回答は、質疑者全員に対して「質疑回答等の連絡先に関する調書」(様式第3号)に記載している連絡先へ電子メール等で一斉送信する。

8 入札に参加できない者

- (1) 本件の入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付後、入札までの間に泉南市または阪南市の指名停止等を受けた者

9 入札保証金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が本組合指定の期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

10 入札方法

- (1) 入札書(様式第5号)は、事前に本組合ホームページからダウンロードした様式を使用すること。
- (2) 入札書は、「14 入札書の提出期限等」に基づき、任意の封筒に必要書類を同封して郵送又は持参にて提出すること。
- (3) 入札参加資格確認通知書の交付を受けたものの、入札を辞退する場合は、入札参加辞退届(様式第8号)を速やかに提出すること。
- (4) 入札回数は1回とする。(ただし再度の入札を行う場合は別途通知する。)

11 予定価格の公表(事後公表)

落札者決定後に公表する。

1.2 入札書の提出期限等

- (1) 提出期限：令和6年7月26日（金）午後2時まで
本組合の郵便受取が午後1時頃のため、郵送の場合は注意すること。
- (2) 提出先：大阪府阪南市尾崎町532番地
泉南清掃事務組合 事業課（管理棟3階）
- (3) 留意事項
 - ①入札書の提出に際しては、郵送又は持参による提出とし、別紙1「入札書提出方法等について」を参照の上、封かん（糊付け）して発送すること。
 - ②入札書用封筒の裏面の封筒の継ぎ目3箇所を使用印を押印すること。

1.3 開札方法

- (1) 開札日時：令和6年7月26日（金）午後2時
- (2) 開札場所：泉南清掃事務組合3階 会議室
- (3) 留意事項
 - ①入札参加者で開札の立ち会いを希望する者が代理人の場合は、入札立会人委任状（様式第9号）を持参し提出すること。
 - ②入札参加者で開札の立ち会いを希望する者は、開札時刻の10分前までに来場すること。時刻までに来場しない場合は、待つことなく開札するものとする。
 - ③開札の立ち会いを希望する者がいない場合は、事業課以外の職員を立会わせて行うものとする。

1.4 落札者の決定に関する留意事項

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者は抽選を辞退することはできない。抽選を実施する場合は、速やかに当該入札参加者へ連絡する。
- (3) 管理者は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めるときは、落札者の決定を保留することができる。

1.5 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札要領及び入札要項において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 本組合により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) 入札期限に遅れた者が提出した入札は無効とする。

1.6 入札の中止等

入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。

1.7 契約保証金に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を填補する履行保証保険契約を締結した場合
- (2) 落札者が過去2年間の間に本組合、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し本組合が承認した場合

1.8 契約の締結

契約の締結期限は、落札者の決定した日から5営業日後とする。契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。なお契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

【要件】

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては支配人並びに支店又は営業を代表者するものをいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を提供する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
- ⑥ 契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記の①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、該

当者と契約したとき。

⑦契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、本組合が本組合との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

⑧契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅延なくその旨を本組合に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

19 支払条件

納品完了後、本組合検査員による検査を受検の上、合格した後、契約者からの請求により一括で支払う。

20 契約条項を示す場所及び閲覧場所

泉南清掃事務組合事業課（管理棟3階）

21 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、泉南市財務規則、入札要領等を遵守すること。
- (2) 本入札で使用する言語は、日本語、通貨を円とする。
- (3) 本入札に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

22 問合せ先

〒599-0201

大阪府阪南市尾崎町 532 番地

泉南清掃事務組合事業課 栗阪・上林

電話番号 072-484-0581（直通）